

4. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

大淀川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等に必要な流量を下回らないよう努めます。併せて、関係機関等との調整、流域住民への啓発・協働のもと、流域全体の汚濁負荷の削減を図ります。

(1) 河川水質の保全

河川の水質については、BOD、全窒素、全リンなどの水質調査を継続して実施するとともに、調査結果を公表します。

水質改善については、大淀川サミットを契機に流域市町村が平成 6 年 7 月に制定した「河川をきれいにする条例」や平成 16 年 6 月に策定された「大淀川水系大淀川水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」等に基づいて水質の向上を図るため、多自然型川づくり等の推進や家庭内のできる負荷削減対策(調理くずの処理、使用後の食用油の処理、洗剤の適正な使用など)などに関する啓発活動等を関係機関と連携して行います。

また、負荷削減のため、生活排水対策(下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽)、家畜排せつ物の適切な処理、施肥基準に基づく適正な施肥の推進などを支援します。

(2) 異常渇水時等の対応

異常な渇水時においては、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、地域と連携を図り、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めます。そのために、水量・水質の監視を行うとともに関係機関、利水者と情報の共有化及び連携を図り、水利使用の調整が円滑に行えるようにします。